

平成 24 年 6 月 13 日  
総務省 九州管区行政評価局**国立大学の授業料を口座振替できる金融機関を増やしてほしい  
行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん**

総務省九州管区行政評価局（局長 山根悟）は、下記の行政相談を契機に、九州に所在する全ての国立大学 10 大学に対する調査を行うとともに、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議（座長 石森久広 西南学院大学大学院法務研究科教授）に諮りました。

その検討結果を踏まえ、平成 24 年 6 月 13 日、佐賀大学、熊本大学及び鹿屋体育大学に対し、授業料の口座振替ができる金融機関を増やすことについて検討するようあっせんを行いました。

**【行政相談の要旨】**

娘が、県外の国立 A 大学に入学することになり、先日入学手続きを行った。

A 大学では口座振替により授業料を納付することとなっていた。そこで、ゆうちょ銀行からの口座振替をしようとしたが、大学からもらった授業料納付案内によると、ゆうちょ銀行及び一部の金融機関からの口座振替を取り扱っておらず、やむを得ず他の金融機関で口座振替を行うこととした。

ゆうちょ銀行は、全国の市区町村に郵便局があり、非常に便利であるため、ゆうちょ銀行を口座振替に利用したいと考えている人も多いと思われる。また、他の銀行は利用するのに、ゆうちょ銀行は利用できないとしていることも疑問である。

国立大学は、ゆうちょ銀行を授業料の口座振替ができる金融機関に加えてほしい。

（注）ゆうちょ銀行の口座から授業料等を自動的に引き落とし集金することは「自動払込み」というが、今回は「口座振替」の用語を用いることとする。

**【当局の調査結果】****1 授業料の口座振替ができる金融機関について**

九州に所在する全ての国立大学 10 大学における授業料の納付方法について実情調査した結果、

- ◎ゆうちょ銀行を含むほとんどの金融機関からの口座振替を行っているもの 7 大学
- ◎ゆうちょ銀行を除くほとんどの金融機関からの口座振替を行っているもの 2 大学
- ◎口座振替できる金融機関を限定しているもの 1 大学 となっている（次表参照）。

表 口座振替が可能な主な金融機関

大学名	ゆうちょ銀行	銀行	信用組合	農協
福岡教育大学	○	○	○	○
九州大学	○	○	○	○
九州工業大学	○	○	○	○
佐賀大学	×	○	○	○
長崎大学	○	○	○	○
熊本大学	×	2行のみ	×	×
大分大学	○	○	○	○
宮崎大学	○	○	○	○
鹿屋体育大学	×	○	○	○
鹿児島大学	○	○	○	○

(注) 各大学に照会した結果に基づき、当局が作成した。

## 2 ゆうちょ銀行を除くほとんどの金融機関からの口座振替を行っている大学（2大学）

佐賀大学及び鹿屋体育大学は、ゆうちょ銀行からの授業料の口座振替を行っていない。

これは、いずれも、授業料の収納業務（口座振替）の委託業者が、ゆうちょ銀行からの口座振替業務を行っていないためとしている。

## 3 口座振替できる金融機関を限定している大学（1大学）

熊本大学は、授業料の口座振替ができる金融機関を地元の銀行2行に限定しているが、他の金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）からの口座振替については、保護者や学生から要望が寄せられていないため、特に検討していない。

### (参考) ゆうちょ銀行と直接契約し口座振替を利用する場合のコスト等

ゆうちょ銀行に照会した結果、ゆうちょ銀行では、収納代行業者に比べ、口座振替1件当たりの手数料を低く設定しており、また、口座振替に係るデータについても既存の会計ソフト等で自動的に作成されたものを利用できるため、事務作業量が膨大になることはないとしている。

### 【行政苦情救済推進会議の意見要旨】

- ◎ 国立大学は、平成 16 年に国立大学法人化されたが、その趣旨は、民間的経営手法を取り入れるなど柔軟な発想で経営の健全化、安定化を図らせようという背景事情もあったはずである。  
授業料の口座振替に利用できる金融機関を制限している大学は、授業料を払う保護者や学生へのサービスを向上させようとする観点が欠けている。
- ◎ 口座振替ができる金融機関を増やす場合、システムや機器の導入などコスト面を考慮しなければならないが、そこがクリアできれば、早急に見直すべきである。
- ◎ ゆうちょ銀行の口座振替が利用できない理由として、委託先の収納代行業者のシステムの問題を挙げるのならば、ゆうちょ銀行も取り扱える収納代行業者に委託すればよいし、大学自らゆうちょ銀行と口座振替の契約を行ってもよい。  
ゆうちょ銀行が利用できないのは、委託先のシステムの問題ではなく、大学側の問題である。
- ◎ 国立大学には、所在する県内からの入学者だけでなく、県外からの入学者も多数みられると思われるが、大学が指定した地元銀行の口座を持たない保護者に対し当該銀行への口座開設を求めるのは不親切である。  
保護者の居住地に大学が指定した銀行の支店がないことも考えられ、授業料を口座に入金するのも大きな負担となることから、早急に改めるべきである。

### 【あっせん】

#### （佐賀大学、鹿屋体育大学）

- (1) 授業料等の収納業務の委託先に対し働きかけること等により、ゆうちょ銀行など全国に窓口のある金融機関からの授業料の口座振替が可能となる措置を講じることについて検討すること。
- (2) 委託先が対応しない場合においては、委託先を変更したり、大学においてゆうちょ銀行など全国に窓口のある金融機関と口座振替の契約を行う措置を講じることについて検討すること。

#### （熊本大学）

収納代行業者の活用を含め、現在口座振替が可能な地元 2 銀行以外に、全国に窓口のある金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）について、授業料の口座振替の取扱いを行う措置を講じることについて検討すること。

## 【行政苦情救済推進会議】

救済が困難な相談事案や行政運営の改善を要する相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることを目的に設置しているもので、大学教授、弁護士、マスコミ、経済団体関係者等の委員で構成されています。

### （行政苦情救済推進会議構成員）

石森 久広 （西南学院大学大学院法務研究科教授（座長））

久留 百合子（消費生活アドバイザー）

岸本 正廣 （福岡行政相談委員協議会会長）

辻井 治 （弁護士）

森本 廣 （九州経済調査協会理事長）

中川 茂 （西日本新聞社論説委員長）

担 当： 首席行政相談官 古賀 立樹

電 話： 092-431-7081（代表）